

随意契約理由書

件名	長田楠日尾線(楠町)電線共同溝整備工事その1	
契約の相手方	松本建設株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事については、制限付一般競争入札に付したが、3月6日に不調打ち切りとなったため、入札中止による工期の遅れから設計見直しを行い、2回目の制限付一般競争入札を行ったが、4月24日に応札がなく入札中止となったものである。本工事の路線については、緊急輸送道路に位置付けられており、楠町工区においては継続工事として「その5」まで計画されている。さらに、参画企業(電力、通信関係)による各建物への引き込み工事も予定されていることから、早急かつ遅滞なく無電柱化(電線共同溝の整備)を行う必要がある。</p> <p>上記請負人は、平成28年度には「山手幹線(灘)街路築造工事(その5)」、平成26年度には「山手幹線(本山)街路築造工事(その3)」を請け負っており、電線共同溝工の十分な実績がある。また、平成29年度には中部管内舗装補修単価契約工事を請け負っており、現地の状況に精通している。</p> <p>そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、上記請負人と本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図る。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中部建設事務所 安全推進係	(電話番号 078-511-0515)